

平成27年 県民残存歯調査 報告書

平成29年3月

一般社団法人 島根県歯科医師会
島根県健康福祉部健康推進課



はじめに

全国に先駆けて高齢化が進んでいる島根県では、全ての県民が健康で明るく、生きがいを持って生活できる社会の実現をめざし、「健康長寿しまね」の推進に取り組んでいます。また歯科保健対策につきましては、「島根県歯と口腔の健康を守る 8020 推進条例」に基づく、「歯と口腔の健康づくり計画」に沿って県民の奥歯総点検の実施や事業所における歯周病唾液検査の普及などに取り組み、県民の歯と口の健康についての意識は確実に向上してきています。

この度、さらなる県民の歯と口腔の健康づくりの推進のための基礎資料とするため、県民残存歯調査を行いました。

過去 3 回実施した調査に準じた内容とすることで、これまでの調査結果とあわせて分析・検討を行うことができ、具体的な施策に結びつく貴重な資料となりました。この報告書を関係者の皆様方、それぞれが活用され、より一層の歯科保健対策の推進の一助としていただけたら幸いです。

最後になりましたが、この調査の実施、分析にあたり、島根県歯科医師会の皆様方には多大な御協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

島根県健康福祉部長

藤間 博之

ご あ い さ つ

本県では、島根県が平成 13 年度に県民残存歯調査を実施し、初めて県として報告書にまとめられています。この調査は本会会員の歯科医療機関において行われ、市町村の歯科健診事業実施なども含め、本調査の趣旨について十分に理解を得るとともに、協力して地道なデータの収集を行うことにより、報告書としての形を成しています。このような報告書の作成を続けてこられたのは、島根県における歯科への理解が深まったことにあると言え、ひとえに島根県唯一の歯科医師行政職員をはじめ健康福祉部健康推進課の功績によるところが大きいと感じています。

こうして始まった調査は、その後も平成 17 年、22 年と続き、平成 27 年には 4 回目を実施するに至りました。しかし、調査を実施する環境は厳しく、予算においてはその規模を縮小しなければならない事態に直面しました。ただ、幸いにも行政ならびに 8020 推進財団からのご支援を賜り、県民 34,070 名の調査データを集積・分析することができました。

今回の調査も前回調査と同様に、過去のデータとの比較や地域ごとの比較など、島根県の経年的な状況について把握するためデータの収集を行いました。また、歯・口腔の疾患と全身疾患との関連性における知識は、調査開始当初と比べて広く知られるようになってきていることなども踏まえ、糖尿病や喫煙との関係等の調査も継続して行いました。加えて、臼歯部の咬合や、咀嚼の調査に関しては聞き取りの表現を改訂することにより、島根県の委託事業として平成 24 年度頃より行なっている「奥歯の総点検事業」や「高齢者の低栄養予防事業」の意義を反映したものとして取り上げました。

歯科医療関係者の役割は、歯牙と歯周組織の健康の維持・増進にとどまらず、口腔機能の維持・増進、ひいては QOL、健康寿命の延伸への寄与へと広がっています。そのため、今回の調査結果並びに分析が県民の健康な生活の一助となり、今後の歯科医療並びに歯科保健事業の道標になることが期待されます。

末筆になりましたが、本書の作成をはじめ、今回の調査にご協力ならびに各地域における歯科保健活動の推進にご尽力をいただきました県内の歯科医療機関、行政、関連する歯科保健関係者の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、本書が皆さまのお役に立てることを祈念いたします。

平成 27 年 3 月

一般社団法人 島根県歯科医師会

会 長 渡 邊 公 人

目次

1. 県民残存歯調査について.....	1
2. 結果.....	4
1) 島根県全体の結果.....	4
(1) 平成 27 年度 調査数（性別 5 歳区分階級別調査対象数）	4
(2) 5 歳区分階級別残存歯数の状況	5
(3) 平成 13 年度、17 年度、22 年度、27 年度調査結果と島根県保健医療計画.....	8
(4) 5 歳区分階級別一人平均残存歯数と全国調査結果との比較	8
(5) 年齢別一人平均残存歯数	9
(6) 一人平均残存歯数の経年比較.....	1 2
(7) 20 本以上有する者の割合・経年変化	1 6
(8) ポケット測定値 4 mm 以上を有する者	1 9
2) 圏域別の結果.....	2 1
(1) 圏域別 10 歳区分階級別一人平均残存歯数.....	2 1
(2) 圏域別 10 歳区分階級別ポケット測定値 4 mm 以上を有する者の割合	2 2
(3) ポケット測定値 4 mm 以上を有する者の割合	2 3
3) 市町村別の結果	2 5
(1) 市町村別調査対象者数.....	2 5
(2) 5 歳区分階級別一人平均残存歯数.....	2 5
(3) 75～84 歳の市町村別一人平均残存歯数.....	2 6
(4) 市町村および性別年齢調整一人平均残存歯数	2 7
(5) 市町村別男女の年齢調整残存歯数によるグループ地図.....	2 9
3. 残存歯と諸因子との関係について	3 0
1) 残存歯数と歯科医師数	3 0
2) 残存歯数と糖尿病の関係.....	3 1
(1) 10 歳区分階級別糖尿病の有無と一人平均残存歯数	3 1
(2) 糖尿病と一人平均残存歯数（男女別）	3 1
3) 残存歯数と歯周疾患（歯周ポケット測定値 4mm 以上）との関係.....	3 2
(1) 10 歳区分階級別歯周疾患の有無と一人平均残存歯数.....	3 2
(2) 歯周疾患(歯周ポケット測定値 4mm 以上)と一人平均残存歯数（男女別）	3 3
4) 糖尿病と歯周疾患（歯周ポケット測定値 4mm 以上）との関係	3 4
(1) 糖尿病の有無と歯周疾患	3 4
(2) 糖尿病の有無と歯周疾患（男女別）	3 4

5) 残存歯数と喫煙の関係	3 6
(1) 喫煙の有無と一人平均残存歯数	3 6
(2) 喫煙の有無と一人平均残存歯数 (男女別)	3 6
6) 喫煙と歯周疾患 (歯周ポケット測定値 4mm 以上) との関係	3 8
(1) 喫煙の有無と歯周疾患	3 8
(2) 喫煙の有無と歯周疾患 (男女別)	3 9
7) 咀嚼について (咀嚼の状態・臼歯部の咬合状態・義歯の使用等)	4 0
(1) 残存歯数と咀嚼	4 0
(2) 残存歯数と咀嚼 (男女別)	4 1
(3) 歯周疾患と咀嚼について	4 2
(4) 義歯の有無と咀嚼 (20 本未満の者・男女別)	4 3
(5) 義歯の有無と咀嚼 (10 本未満の者・男女別)	4 4
8) 臼歯部の咬合 (両側とも噛み合わせがある) 状態との関係	4 5
(1) 臼歯部の咬合状態	4 5
(2) 臼歯部の咬合状態と咀嚼	4 7
(3) 臼歯部の咬合状態と歯周疾患 (ポケット測定値 4mm 以上)	4 8
4. まとめ	4 9
5. 今後に向けて	5 0
付録 ; 平成 2 7 年度データ集	5 1
1) 圏域別	5 1
(1) 松江圏域	5 1
(2) 雲南圏域	5 1
(3) 出雲圏域	5 2
(4) 大田圏域	5 2
(5) 浜田圏域	5 3
(6) 益田圏域	5 3
(7) 隠岐圏域	5 4
2) 市町村	5 5
(1) 松江市	5 5
(2) 安来市	5 5
(3) 雲南市	5 6
(4) 奥出雲町	5 6
(5) 飯南町	5 7
(6) 出雲市	5 7
(7) 大田市	5 8

(8) 川本町	5 8
(9) 美郷町	5 9
(10) 邑南町	5 9
(11) 浜田市	6 0
(12) 江津市	6 0
(13) 益田市	6 1
(14) 津和野町	6 1
(15) 吉賀町	6 2
(16) 海士町	6 2
(17) 西ノ島町	6 3
(18) 知夫村	6 3
(19) 隠岐の島町	6 4
3) 在宅訪問患者の残存歯数	6 5
集計データについての説明	6 6

1. 県民残存歯調査について

本調査は、『島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例』に基づき、残存歯数や歯周疾患罹患状況、噛み合わせ等を把握するとともに、年齢や全身疾患等との関わり等について分析を行い、次期島根県歯と口腔の健康づくり計画等に反映させるとともに、歯科保健対策の企画及び事業化の基礎資料とするため、実施した。

平成27年度「県民残存歯数及び歯周疾患状況調査」について

[目的]

1. 『島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例』に基づいた実態調査を行い、歯科保健計画に反映させる。
2. 歯科保健対策の企画及び事業化の資料とする。

[調査対象]

30歳以上の県民

[調査方法・時期]

1. 歯科診療所来院患者、在宅訪問患者 9月1日～9月30日
〔島根県歯科医師会会員の協力を得て、受診時に調査を行う。
なお、調査協力者については、倫理面を考慮して同意を得た者のみ対象とした。〕
2. 市町村での歯科健診受診者 4月1日～8月31日
(各市町村の協力を得て、歯科健診結果を収集した。)
3. その他、県が必要と認めた場合

[調査内容]

1. 住所地（市町村単位；19市町村〔8市10町1村〕）
※訪問診療の場合には、その対象者が現在お住まいの施設の住所地ではなく、出身地の住所を記入。県外出身者の方については、対象外とする。
2. 年 齢
3. 性 別
4. 残存歯
5. 歯肉の状況（在宅訪問患者以外）
6. 糖尿病の有無
7. 喫煙の有無
8. 咀嚼の状況
9. 噛み合わせについて
10. 義歯使用の有無

[調査票]

別添記入用紙参照(市町村での歯科健診受診者も調査項目は同じ)。

ただし、在宅訪問患者については調査項目に「歯肉のコード」を含まない。

※残存歯の定義

平成 22 年度と同じく、動揺がある場合や残根状態でも、歯牙があれば数に入れる。

※歯肉の状況 (参考)

プローブを使い、代表歯法によりポケットを測定する。

①診査に当たっての注意点

口腔内を 6 分画

7-4	3-3	4-7
7-4	3-3	4-7

 し、下記の歯を各区分の代表歯とする。

右	7 または 6	1	6 または 7	左
	7 または 6	1	6 または 7	

前歯部の対象歯 (1) あるいは (1) が欠損している場合は、反対側同名歯 (1) あるいは (1) を診査対象とする。両側とも欠損している場合、あるいは臼歯部で 2 歯とも対象歯が欠損している場合は、その分画は診査対象外とする。

②診査方法

- ・対象歯のポケットを測定する。
- ・また、各分画のうち最大値を歯肉のコード (最大値) とし、調査票に記入する。

※歯肉のコード判定基準

① 歯科診療所来院患者の基準

コード	所 見
0	健全 (2 mm以下のポケットで出血等の炎症症状を伴わないもの)
1	2~3.9mm 以下のポケット
2	4~5.9 mmに達するポケット
3	6 mmを超えるポケット
×	対象歯なし

② 市町村での歯科健診受診者の基準；CPI（地域歯周疾患指数）による

コード	所 見
0	健全
1	プロービングによる歯肉出血
2	縁上または縁下歯石
3	ポケットの深さ 4～5mm
4	6 mmを超えるポケット
×	対象歯なし

※※咀嚼の状態

問診の際、「たいていの食物は噛んで食べられる」のか「あまり噛めないで食物の種類が限られる」のかを聞き取る。

聞き取った結果は、調査票の記入欄に下記のように記録する。

- ・「たいていの食物は噛んで**食べられる**」場合は、「**噛める**」の方に○をする。
- ・「あまり**噛めない**で食物の種類が限られる」場合は、「**噛めない**」の方に○をする。

※※※臼歯部の咬合状態

左右臼歯部の噛み合わせについて、調査票の記入欄に下記のように記録する。

- ・両側とも**噛み合わせがある**場合は、「**あり**」の方に○をする。
- ・どちらか一方、あるいは両側とも**噛み合わせがない**場合は、「**なし**」の方に○をする。